

山梨赤十字病院修学資金貸与規程細則

この細則は、山梨赤十字病院修学資金貸与規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要事項について定める。

（対象者の就労希望の確認）

第1 山梨赤十字病院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重し、卒業見込時において、貸与者に対し山梨赤十字病院（以下「病院」という。）への就労希望の有無を確認する。

（貸与申請書類）

第2 規程第6条に規定する添付書類は次の各号に定める書類とする。

- （1）修学資金貸与申請書（様式1）（主たる連帯保証人の源泉徴収票もしくは所得証明書を1部添付）
- （2）返済計画書（様式2）（連帯保証人の押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付する）
- （3）履歴書（写真貼付）
- （4）新たに入学した者にあつては、入学前の最終卒業校の成績証明書
- （5）在学中の者にあつては、大学等の直近の成績証明書
- （6）戸籍抄本
- （7）大学等の推薦書

（修学資金の返済免除の要件と免除額）

第3 規程第12条に規定する返済免除は、卒業後直ちに看護師、助産師又は、保健師の資格を取得し、病院に一定期間以上就業した場合に適用し、その要件と免除額は次のとおりとする。

- （1）修学資金貸与期間以上勤務した場合又は就業中に修学資金貸与期間に満たないで死亡した場合は、貸与額の全額を免除する。
- （2）修学資金貸与期間に満たないで退職した場合には、就業していた月数（1月に満たない期間は切り捨て）に貸与月額を乗じて得た額の返済は免除する。この場合には、原則として直ちに免除額以外の貸与額全額を一括返済しなければならない。但し、特別な事情がある場合には、この限りではない。
- （3）修学資金貸与期間の勤務に満たない間に、止むを得ない事情により休職等勤務できない状況に至った場合で、継続して勤務する意思があるときは、院長と貸与者が協議して、返済額、返済期間及び返済方法を決定するものとする。

（附則）

この規程は、平成21年7月10日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。